

第102期 報告書 2020年4月1日～2021年3月31日

株式会社 富士通ゼネラル

FUJITSU GENERAL Way

企業理念

Our Mission

共に未来を生きる

私たちは革新的なモノづくりを通じて、世界中のお客様と社会のために、安らぎに満ちた、今日にない明日を届けます。

Our Philosophy

自発的に取り組みます

私たちは、自己成長のための努力を惜みず、たゆまぬ創意工夫と先見力で、自ら新しいことに挑戦します。

人を思い活かします

私たちは人を思いやり、異なる文化と多様性を活かし、協調と対話を通じて、人の可能性を最大化します。

誠実さを大切にします

私たちは、誠実さを旨とし、常に高い倫理観を持って、人として正しい道を歩みます。

「FUJITSU GENERAL Way 企業理念」は、私たち富士通ゼネラルグループが持続的に発展する上で、土台となる基本指針であり、当社が目指すべき姿と、お客様と社会のために果たすべき使命、存在価値を表すものです。また、富士通ゼネラルグループで働くすべての人が行動する上で、判断の拠り所となる羅針盤（コンパス）です。

Our Mission : 私たち、富士通ゼネラルグループが目指すべき姿を宣言したものです。

Our Philosophy : Our Missionを実現するために、私たちが大切にしている考え方を示したものです。

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大がまだまだ収束せず、世界の人々の生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている状況が続いておりますが、私たちの事業である空調機、情報通信システム、電子デバイスは、持続可能な社会にとって必要不可欠であり、今後とも快適・安心・安全な社会作りの一端を担う企業グループとして、その責任を果たしてまいります。

当社は、本年3月に「サステナブル経営」の基本方針を策定し、三つの重点テーマを掲げました。「地球との共存」では、2030年度までに当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルを目指すとともに、暖房等で現在主流となっている化石燃料を使用したものと比較し、温室効果ガスの排出量削減などに大きく貢献する製品やサービスなどを「サステナブル・プロダクト（サスプロ）」と認定する制度を新たに導入します。また、「社会への貢献」では、防災・消防システム事業を通じた安心・安全な社会作り、ウェアラブルエアコンに続く社会課題解決に向けた新たな価値創造に取り組んでまいります。そして、「社員との共感」では、これまで取り組んできた社員の健康増進に加え、社員を支える家族や他の企業等の健康経営推進の支援を通じWell-beingの追求を目指してまいります。

当社グループは、「サステナブル経営」を成長戦略の中核に据え、中期経営計画の達成、さらに長期的な事業の成長・発展を図るべく、企業理念の実践による持続可能な社会実現への貢献を目指すことで、株主のみなさまの期待に応えてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

齋藤 悦郎

2021年5月

目次

●株主のみなさまへ…………… 1 (第102期定時株主総会招集ご通知添付書類)	●損益計算書…………… 25
●事業報告…………… 2	●連結計算書類に係る会計監査報告…………… 26
●連結貸借対照表…………… 22	●計算書類に係る会計監査報告…………… 28
●連結損益計算書…………… 23	●監査役会の監査報告…………… 30 (ご参考)
●貸借対照表…………… 24	トピックス…………… 31

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)におきましては、空調機の受注は家庭用を中心に各地域とも概ね堅調なものの、海運輸送逼迫や部品不足に伴う生産・出荷への影響(以下、「生産・出荷延伸」)により、海外向けの販売は前年度並みにとどまりましたが、国内向け空調機および情報通信システムの売上が増加し、連結売上高は2,654億5千2百万円(前期比1.3%増)となりました。

損益につきましては、海上運賃高騰の影響や固定費等の増加がありました。国内向け空調機の増収効果、コストダウンや素材の早期手配による原価低減効果のほか、為替相場の好転等もあり、営業利益は187億3千7百万円(同25.4%増)、経常利益は205億3千7百万円(同50.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は130億8百万円(同125.6%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<空調機部門>

空調機部門では、新型コロナウイルスの影響や前年度に大きく伸長した欧州向け販売の反動減のほか、生産・出荷延伸がありました。国内向けに加え、海外向けにおいても北米、インド、オセアニア等で売上が増加し、売上高は2,331億5千7百万円(同1.3%増)となりました。なお、下半期においては、欧州向けも増収に転じるなど、各地域とも受注は概ね堅調なものの、生産・出荷延伸により、北米、欧州、中東向け等の出荷が一部翌年度に持ち越しとなりました。営業利益は、海上運賃高騰の影響や固定費等の増加がありました。国内向けの増収効果、コストダウンや素材の早期手配

による原価低減効果のほか、為替相場の好転等もあり、140億1千6百万円(同33.6%増)となりました。

〔海外向け〕

売上高は、1,710億5千3百万円(同1.0%減)となりました。

米州では、北米において、第4四半期に生産・出荷延伸があったものの、好天や在宅需要の高まりから家庭用空調機の需要が拡大するなか、省エネ性能に優れたルームエアコンの販売が増加するとともに、米国で主流の全館空調方式エアコンも、現地協業先ルーム社と共同開発した新機種投入によるラインアップ拡充の効果などから売上が増加しました。一方、ブラジルにおいて、新型コロナウイルスによる市況低迷に加え、販売通貨下落に伴う売上の目減り等により大幅な減収となったことから、米州全体の売上は前年度を下回りました。なお、米国ニューヨーク州と共同で、ヒートポンプ技術の省エネ性を実証する実験を予定しており、環境負荷の低減に向けた取り組みを進めてまいります。

欧州では、猛暑やATW(ヒートポンプ式温水暖房システム)向け補助金政策の恩恵を受け販売が大きく伸長した前年度と比べると、新型コロナウイルスや生産・出荷延伸もあり減収となりました。なお、フランス・ドイツを中心にルームエアコンの販売が堅調に推移するとともに、ATWにおいても補助金政策の延長・拡充を背景に、足下の受注は好調です。

中東・アフリカでは、市況が低迷するなか、前年度の在庫圧縮の効果から第3四半期まで増収となりましたが、第4四半期に生産・出荷延伸があり、売上が減少しました。



米国ルーム社と共同開発し販売好調な新機種「マルチポジションダクト」



直販体制に移行したインドの現地店舗(当社製エアコンは「General」ブランドで販売)

オセアニアでは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種企業活動の停滞からサービスメンテナンス業務が低迷したものの、在宅需要の高まり等を背景にルームエアコンの販売が伸長するとともに、VRF（ビル用マルチエアコン）の販売も好調に推移し、売上が増加しました。

アジアでは、新型コロナウイルスの影響による販売活動の制約などを受け市況は低迷したものの、主力市場のインドにおいて、当社直販体制への移行によりルームエアコン、VRFともに販売が伸長したほか、ソリューション案件の受注も好調に推移し、売上が増加しました。なお、インドでのさらなる拡販に向け、省エネ性能を向上させた新機種を投入するとともに、専門店の拡充など販売網の強化も進めております。

中華圏では、中国において、ルームエアコンは価格競争が激化するなか、採算性を重視した販売ルートの絞り込み等を行いました。VRFの販売は店舗向けプロジェクトを中心に堅調に推移したことから、売上が増加しました。

〔国内向け〕

売上高は、621億3百万円（同8.4%増）となりました。

新型コロナウイルスの影響長期化に伴う在宅時間の増加による住環境への関心の高まりなどもあり、エアコンの業界出荷台数は過去最高となりました。当社は、カビ菌・細菌を除去する当社独自の「熱交換器加熱除菌」機能を高級機種から普及機種まで搭載するほか、コンパクトさとデザインを両立させた機種など清潔性や設置性へのニーズに応えるラインアップを揃え、量販店、住設、通販など各ルートで販売が伸長するなど、出荷・消化とも業界水準を上回り、売上が増加しまし



デザイン性に優れた「ノクリア」SVシリーズ（上）
と加湿除菌脱臭機「プラスイオン」（下）

た。また、低濃度オゾンとプラズマイオンで浮遊ウイルスを抑制し、フィルター交換不要の加湿除菌脱臭機も需要急増を受け販売が増加しました。なお、AIの搭載や清潔機能の向上に加え、素焼きの陶器のような質感を表現しデザイン性に優れた高級機種「ノクリア」Zシリーズの新型を、本年4月に発売しました。

〈情報通信・電子デバイス部門〉

情報通信・電子デバイス部門では、電子デバイスの販売は減少しましたが、情報通信システムの販売増により、売上高は302億9千3百万円（同0.6%増）、営業利益は40億4千2百万円（同3.4%増）となりました。

〔情報通信システム〕

売上高は、198億3百万円（同5.5%増）となりました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食産業向け店舗システムの需要低迷等により、民需システムの売上は減少しましたが、公共システムにおいて、前年度の受注が好調だった防災システムの納入が順調に進展し、部門全体の売上は増加しました。

〔電子デバイス〕

売上高は、104億9千万円（同7.5%減）となりました。

産業用ロボット向け電子部品・ユニット製造は、中国における設備投資需要の増加を背景に、売上が増加しました。一方、車載関連機器においては、上半期における新型コロナウイルス感染拡大による自動車市場低迷の影響が大きく、売上が減少しました。

〈その他部門〉

売上高は20億1百万円（同7.4%増）、営業利益は6億7千8百万円（同25.6%増）となりました。



住民のみなさまの安心・安全を支える
防災無線システム

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、今後の事業拡大に向けた開発・生産設備およびITシステムへの先行投資を中心に、87億2千9百万円（前期比37.4%減、リース資産の取得およびソフトウェア等への投資を含む）の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における増資あるいは社債発行による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「一緒に未来を生きる－私たちは革新的なモノづくりを通じて、世界中のお客様と社会のために、安らぎに満ちた、今日にない明日を届けます。」という企業理念の下、お客様と社会に寄り添い、新しい価値の提供により、快適・安心・安全な社会の実現に貢献することを目指しております。

当社グループの主力事業である空調機は、日本や欧州でヒートポンプ技術を活用した「再生可能エネルギー利用機器」と位置付けられています。また、世界各国・地域においてクリーンかつ省エネ性・快適性・安全性に優れた必需品であるだけでなく、暖房や給湯用途で化石燃料機器の代替製品として気候変動の抑制に貢献すると期待されております。

また、情報通信・電子デバイスも、災害対応力強化への社会的要請や電子機器の小型化・省エネ化へのニーズを背景に、今後の事業拡大が期待できます。

一方、各市場での競争はますます激化しております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に限らず、予測困難な状況下での事業継続とリスク耐性を確保しつつ、環境変化を迅速かつ的確に捉え、他社に先んじて対応することが、より一層求められております。

このような状況において当社グループは、「サステナブル経営」を成長戦略の中核に据え、中期経営計画の達成、さらに長期的な事業の成長・発展を図るべく、企業理念の実践を通じた持続可能な社会実現への貢献を目指します。

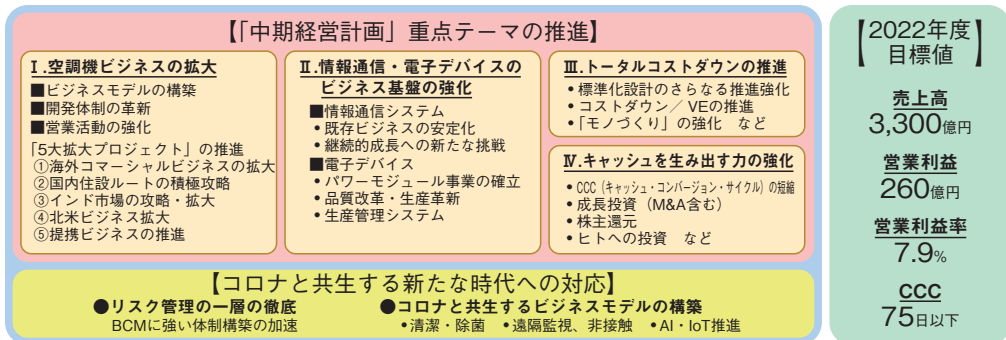
【中期経営計画達成に向けた取り組み】（図Aご参照）

従来から掲げている「重点テーマ」への取り組みをさらに加速・強化してまいります。

当事業年度においては、北米における米国リーム社との提携による商品ラインアップ拡充の効果や、インドにおける直販体制への移行等により、両地域における拡販が着実に進展しました。また、デザイン思考を採り入れた設計を推進するとともに、川崎本社内に新たな試験室を開設するなど、開発体制の革新も着実に進展しております。

これら重点テーマに加え、「新型コロナウイルスと共生する新たな時代への対応」として、有事におけるサプライチェーンの早期復旧・維持などBCM（事業継続マネジメント）体制をさらに強化するほか、清潔・除菌、非接触などのニーズに対応したビジネスモデル構築を進めてまいります。

図A 【中期経営計画達成に向けた取り組み】



「サステナブル経営」（企業理念の実践と事業の成長戦略を追求）

【「サステナブル経営」の取り組み】(図Bご参照)

本年3月に「サステナブル経営」の基本方針を策定し、「地球との共存 (Planet)」「社会への貢献 (Society)」「社員との共感 (Our People)」を三つの柱として、以下の施策を実行してまいります。

①地球との共存 (Planet)

地球温暖化対策がグローバルで求められるなか、2030年度までに当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出実質ゼロ）の実現を目指してまいります。当社グループの使用電力を再生可能エネルギーに順次転換し、電力以外も同様にする事で、温室効果ガス排出量の削減に努めます。当社グループの供給網においても同様の施策に取り組みとともに、販売する製品においても、省エネ性の高い製品の開発や高効率インバーターエアコンへの転換に取り組み、地球温暖化対策へ貢献してまいります。

また、温室効果ガスの排出量削減や社会課題解決に大きく貢献する製品やサービスを「サステナブル・プロダクト（以下サスプロ）」と認定する制度を新たに導入しました。認定機器には優先的に投資を実施するほか、独自のイメージマークの制作による対外的な発信にも努めることで、2030年度には、「サスプロ」と認定された機器・サービスの連結売上高構成比30%以上を目指します。

②社会への貢献 (Society)

「安心・安全の未来をつくる」を基本方針として、情報通信システムでは、当社が日本国内の自治体に設置した約5,000に及ぶ屋外防災子局を活用し、局地豪雨の際の浸水アラートシステムなど、災害時に迅速・確実な住民の避難行動を促す技術開発をはじめ、社会へ貢献する事業の創出に努めてまいります。

また、グループ全体の取り組みとして、個人の発想を起点に社会課題を解決する事業の創出に向けた新たなプログラムを昨年8月より開始しました。国内外の全社員から事業アイデアを募集し、自発的な挑戦を促す企業風土を築くとともに、昨年提供を開始したウェアラブルエアコン「コモドギア」に続く新たな価値創出を進めます。

そのほか、世界各地で実施している次世代育成および地域共生の推進、寄付などを通じた福祉・支援についても、引き続き取り組んでいきます。

③社員との共感 (Our People)

従業員が健康で気力を保ち、生産性とモチベーショ

ンの向上を図れる職場づくりに向け、従来から取り組んでいる健康経営の推進に努めます。産業医療体制の強化をはじめ、健康増進イベントの実施など、社員の健康増進に寄与する取り組みを進めております。

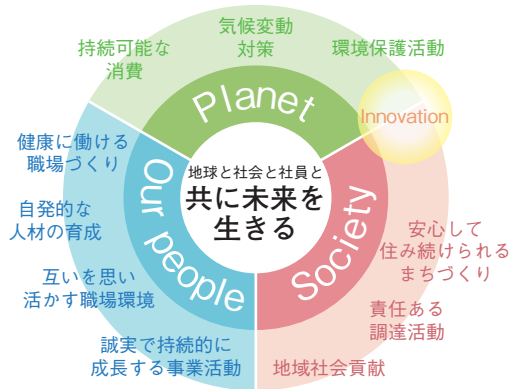
今後は社員の健康増進だけでなく、社員の健康を支える家族や、健康経営導入を目指す企業や団体への支援を通じ、Well-beingの追求を目指してまいります。

こうした努力を続けることにより、経営基盤ならびにお客様や社会からの信頼をより一層強固なものとし、当社グループの継続的な成長を目指して常に自己革新を追求してまいります。

図B 【「サステナブル経営」の取り組み】

●地球との共存 (Planet)

- 地球温暖化対策への貢献
- 循環型社会への貢献



●社員との共感 (Our People)

- 健康経営2.0の推進強化
- コロナに対応した柔軟な働き方の確保
- 人材育成強化

●社会への貢献 (Society)

- 社会課題解決のイノベーション創出
- 健康・清潔・安全な社会、空間提供

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

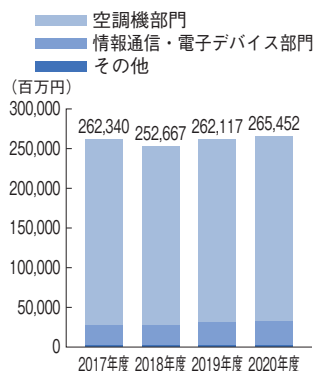
項目 \ 期別	2017年度 (第99期)	2018年度 (第100期)	2019年度 (第101期)	2020年度 (第102期)
売上高 (百万円)	262,340	252,667	262,117	265,452
営業利益 (百万円)	20,207	14,589	14,941	18,737
経常利益 (百万円)	18,543	14,116	13,683	20,537
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,854	8,892	5,765	13,008
1株当たり当期純利益(円)	122.86	84.99	55.11	124.32
総資産 (百万円)	210,403	215,784	213,250	251,378

②当社の財産および損益の状況の推移

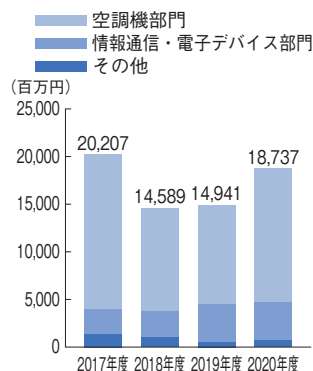
項目 \ 期別	2017年度 (第99期)	2018年度 (第100期)	2019年度 (第101期)	2020年度 (第102期)
売上高 (百万円)	210,151	193,843	201,617	195,784
営業利益 (百万円)	5,783	2,836	1,552	4,284
経常利益 (百万円)	14,170	6,393	6,929	18,794
当期純利益 (百万円)	12,420	5,583	5,310	16,261
1株当たり当期純利益(円)	118.72	53.36	50.76	155.41
総資産 (百万円)	167,752	173,065	168,659	196,380

業績の推移 (連結)

●売上高



●営業利益



●親会社株主に帰属する 当期純利益



(ご参考)

自己資本・自己資本比率の推移（連結）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
総資産（百万円）	210,403	215,784	213,250	251,378
自己資本（百万円）	104,516	109,487	106,901	121,558
（自己資本比率）	(49.7%)	(50.7%)	(50.1%)	(48.4%)

自己資本：純資産合計－非支配株主持分

自己資本比率：自己資本÷総資産(負債純資産合計)×100

キャッシュ・フローの推移（連結）

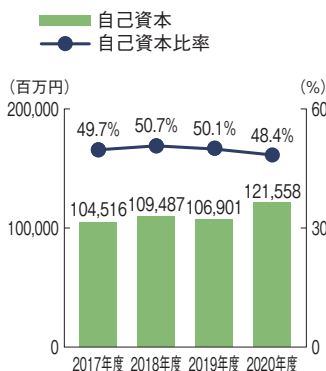
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
営業活動によるCF(百万円)	10,894	8,513	9,724	25,001
投資活動によるCF(百万円)	△5,862	△12,515	△19,141	△11,267
財務活動によるCF(百万円)	△2,936	△3,172	2,090	△5,825
現金及び現金同等物残高	42,710	35,412	27,571	36,707

CCCの推移（連結）

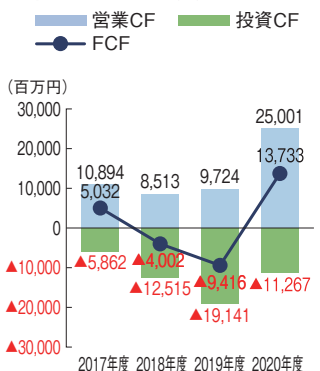
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
CCC（日）	74.5日	87.4日	91.9日	91.3日

CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）：売上債権回転日数＋棚卸資産回転日数－買掛債務回転日数

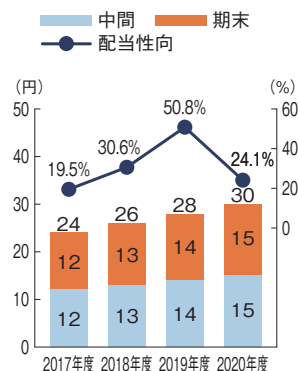
●自己資本・自己資本比率



●営業CF・投資CF・FCF



●配当額・配当性向



(6) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
		%	
Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd.	1,740,000千Baht.	100.0	空調機の製造
FGA (Thailand) Co., Ltd.	1,020,000千Baht.	100.0	空調機用基幹部品の製造
Fujitsu General Air Conditioning R&D (Thailand) Co., Ltd.	60,000千Baht.	100.0	空調機の開発
富士通將軍（上海）有限公司	76,000千US \$	100.0	空調機の製造・開発
富士通將軍中央空調（無錫）有限公司	17,400千US \$	100.0	空調機の製造・販売
江蘇富天江電子電器有限公司	15,060千US \$	50.0	空調機用基幹部品の製造
エアロシールド株式会社	10百万円	90.0	空調関連製品の開発・販売
Fujitsu General America, Inc.	15,000千US \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General do Brasil Ltda.	22,489千R \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General Air Conditioning (UK) Ltd.	7,000千£Stg.	51.0 〔51.0〕	空調機の販売
Fujitsu General (Euro) GmbH	3,067千EURO	100.0	空調機の販売
Fujitsu General Commercial Air Conditioning Italia S.p.A.	1,252千EURO	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (Middle East) Fze	3,000千AED	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (Asia) Pte. Ltd.	500千S \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (India) Private Ltd.	1,000,000千LRUP	100.0	空調機の販売
ABS Fujitsu General Private Ltd.	165,613千LRUP	52.0	空調関連設備の設計・施工および サービスメンテナンス
Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd.	21,300千A \$	100.0	空調機の販売
Precise Air Group (Holdings) Pty Ltd.	5,014千A \$	100.0	空調関連設備の設計・施工および サービスメンテナンス
Fujitsu General New Zealand Ltd.	600千NZ \$	100.0 〔100.0〕	空調機の販売
富士通將軍商貿（上海）有限公司	2,125千US \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd.	60,000千NT \$	100.0	空調機の販売
株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス	800百万円	100.0	電子デバイスの開発・製造・販売 および情報通信機器の製造
株式会社富士通ゼネラルOSテクノロジー	100百万円	60.0	民需システムの開発・販売および コンサルティング
株式会社富士エコサイクル	200百万円	60.0	家電製品のリサイクル
株式会社富士通ゼネラルイーエムシー研究所	100百万円	100.0	電磁波障害に関する測定およびコンサルティング

(注) 当社の出資比率の〔 〕内の数字は、間接所有割合で内数であります。

当社の連結子会社数は、上記の重要な子会社25社を含む38社（前期39社）、持分法適用関連会社数は4社（前期4社）であります。

②その他

富士通株式会社は、当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）のうち、44.07%を所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、空調機、情報通信・電子デバイスの両部門において、製品および部品の開発、製造、販売ならびにサービスの提供を主な事業としております。部門別の主要な製品等は次のとおりであります。

部 門	主要な製品、システム、サービス
空 調 機	ルームエアコン、パッケージエアコン、VRF（ビル用マルチエアコン）、 ユニタリーエアコン、ATW（ヒートポンプ式温水暖房システム）、 空調関連設備の設計・施工およびサービスメンテナンス、空調関連商品
情報通信・ 電子デバイス	消防システム、防災システム、外食産業向けソリューション、医療向け外来情報 ソリューション、BPO*・人材派遣、電子部品・ユニット製品、車載カメラ
そ の 他	家電製品のリサイクル 電磁波障害に関する測定およびコンサルティング等

*システムを利用してお客様が行っていた業務そのものを受託するサービス

(8) 主要な事業所

当社本社（本店） 川崎市高津区末長三丁目3番17号

海外生産・ 開発拠点	Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd.（タイ） FGA (Thailand) Co., Ltd.（タイ） Fujitsu General Air Conditioning R&D (Thailand) Co., Ltd.（タイ） 富士通將軍（上海）有限公司（中国） 富士通將軍中央空調（無錫）有限公司（中国） 江蘇富天江電子電器有限公司（中国）
海外営業拠点	Fujitsu General America, Inc.（米国） Fujitsu General do Brasil Ltda.（ブラジル） Fujitsu General Air Conditioning (UK) Ltd.（イギリス） Fujitsu General (Euro) GmbH（ドイツ） Fujitsu General Commercial Air Conditioning Italia S.p.A.（イタリア） Fujitsu General (Middle East) Fze（アラブ首長国連邦） Fujitsu General (Asia) Pte. Ltd.（シンガポール） Fujitsu General (India) Private Ltd.（インド） ABS Fujitsu General Private Ltd.（インド） Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd.（オーストラリア） Precise Air Group (Holdings) Pty Ltd.（オーストラリア） Fujitsu General New Zealand Ltd.（ニュージーランド） 富士通將軍商貿（上海）有限公司（中国） 富士通將軍中央空調（無錫）有限公司（中国） Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd.（台湾）
国内生産・ 開発拠点	当社（川崎市） エアロシールド株式会社（大分市） 株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス（一関市）
国内営業拠点	当社（札幌市、仙台市、さいたま市、前橋市、東京都中央区、八千代市、 川崎市、名古屋市、金沢市、松原市、神戸市、広島市、高松市、 福岡市、鹿児島市） 株式会社富士通ゼネラルOSテクノロジー（川崎市）
その他の事業所	株式会社富士エコサイクル（浜松市） 株式会社富士通ゼネラルイーエムシー研究所（川崎市）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比較）
8,066名（24名増）

②当社の従業員の状況

従業員数（前期末比較）	平均年齢	平均勤続年数
1,679名（37名増）	42.1才	17.3年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額期末残高
株式会社みずほ銀行	2,908百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2017年2月、消防救急無線のデジタル化に係る商品または役務に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、各命令の内容には、事実認定と法解釈において当社と公正取引委員会との間で見解の相違があることから、同年8月、各命令に対する取消訴訟を提起し、現在訴訟手続が継続中です。

2. 株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 200,000,000株
 ②発行済株式の総数 109,277,299株 (自己株式4,630,320株を含む)
 ③株 主 数 4,786名
 ④大 株 主

氏名または名称	持株数	持株比率
富士通株式会社	46,121 千株	44.07 %
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632	7,083	6.77
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	5,355	5.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,454	4.26
ジェーピーモルガンチェースバンク 380072	3,265	3.12
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,282	2.18
株式会社みずほ銀行	2,000	1.91
CGMI PB CUSTOMER ACCOUNT	1,822	1.74
MSIP CLIENT SECURITIES	1,598	1.53
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコ ラテラルノントリーティーピービー	1,372	1.31

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (4,630,320株) を控除して計算しています。
 2. 当社は自己株式を4,630,320株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	6,384株	6名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (5) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 経営執行役社長	斎 藤 悦 郎	CSO（Chief Sustainability Officer）
代表取締役副社長 経営執行役副社長	庭 山 弘	コーポレート担当
取 締 役	酒 卷 久	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）
取 締 役	寺 坂 史 明	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）
取 締 役	桑 山 三 恵 子	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）
取 締 役	山 口 裕 久	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）
取 締 役 経営執行役副社長	小 須 田 恒 直	国内民生営業担当 兼 国内民生営業本部長
取 締 役 経営執行役専務	長 谷 川 忠	空調機、品質保証担当 兼 空調機事業統括本部長 兼 空調機商品企画部長
取 締 役 経営執行役上席常務	横 山 弘 之	海外営業本部長 兼 海外マーケティング部長 兼 富士通將軍中央空調（無錫）有限公司 董事長 兼 Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd. 董事長
取 締 役 経営執行役上席常務	杉 山 正 樹	情報通信システム担当 兼 情報通信システム本部長 兼 株式会社富士通ゼネラルOSテクノロジー 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	井 上 彰	
常 勤 監 査 役	藤 井 高 明	
監 査 役	広 瀬 陽 一	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）

- (注) 1. 取締役 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子および山口裕久の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 井上彰および広瀬陽一の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子および監査役 井上彰の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 井上彰氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 広瀬陽一氏は、富士通株式会社の執行役員および財務経理本部長を経て、現在は同社常勤監査役を務められるなど、他の会社における役員としての豊富な経験を有するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 社外役員に関する事項

①他の法人等における業務執行者、社外役員等の重要な兼職状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	酒巻 久	キヤノン電子株式会社 代表取締役会長 株式会社ヤオコー 社外取締役
社外取締役	寺坂 史明	シチズン時計株式会社 社外取締役 株式会社大庄 社外監査役
社外取締役	桑山 三恵子	一橋大学CFO教育研究センター 客員研究員 一般社団法人経営倫理実践研究センター 上席研究員 株式会社安藤・間 社外取締役
社外取締役	山口 裕久	富士通株式会社 執行役員常務
社外監査役	広瀬 陽一	富士通株式会社 常勤監査役 富士通キャピタル株式会社 監査役

- (注) 1. 富士通株式会社は、当社の筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。同社とは、情報通信機器の受託生産および販売等の取引関係があります。
2. 株式会社安藤・間とは、当社施設の建設工事等の取引関係があります。
3. その他の兼職先と当社の間には、記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

会社における地位	氏名	取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	酒巻 久	取締役会13回のうち12回に出席（出席率92%）。 キヤノン電子株式会社の代表取締役会長であり、企業経営に加え、電子機器に関する技術・生産・購買などの専門知識や豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務めました。
社外取締役	寺坂 史明	取締役会13回のうち11回に出席（出席率85%）。 サッポロビール株式会社で代表取締役社長を務めた経験があり、企業経営に加え、営業、マーケティング、人材育成の豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の委員長を務めました。
社外取締役	桑山 三恵子	取締役会13回のすべてに出席（出席率100%）。 株式会社資生堂でCSR部部長をはじめとした豊富な業務経験に加え、大学でCSR、経営倫理、ダイバーシティ経営などを専門分野とする研究者としての知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務めました。

会社における地位	氏 名	取締役会への出席状況および発言状況ならびに 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	山 口 裕 久	取締役会13回のすべてに出席（出席率100%）。 富士通株式会社の執行役員常務であり、ICTを活用した事業の豊富な経験および最先端のデジタル・テクノロジーに関する知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。

・社外監査役

会社における地位	氏 名	取締役会および監査役会への出席状況および発言状況
社 外 監 査 役	井 上 彰	取締役会13回および監査役会13回のすべてに出席（出席率100%）。 金融機関における財務および会計に関する豊富な経験に基づき、適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
社 外 監 査 役	広 瀬 陽 一	取締役会13回および監査役会13回のすべてに出席（出席率100%）。 主に経営、財務および会計に関する豊富な経験に基づき、適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員（社外取締役4名、社外監査役2名）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、経営執行役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は、填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役および監査役報酬等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、報酬委員会で決議された当社報酬制度の内容に従い、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

①基本方針

当社は、当社グループの健全かつ持続的な成長に向け経営を担う優秀な人材を確保するとともに、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とすることを基本としております。その報酬は、職責および役職に応じて月額で定額を支給する「基本報酬」、短期業績に連動する報

酬としての「賞与」、および企業価値の持続的な向上へのインセンティブを与える非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」により構成します。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支給することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、その支給額はそれぞれ役員の職責や役職に応じて月額の設定額を決定するものとする。
- b. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬等は、業務執行を担う取締役を支給対象とする現金報酬とし、1事業年度の業績を反映した賞与を毎年一定の時期に支給するものとする。賞与の具体的な算出方法は、当社グループの中期経営計画に掲げ、透明性・客観性のある連結営業利益を指標とし、当期の業績達成度合いに応じて支給額を決定する。また、支給総額は定時株主総会に提案し、承認を得るものとする。
- c. 非金銭報酬等の内容および数の算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
非金銭報酬等は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式とする。その株式数は株主総会で決議された枠内で、毎年一定の時期に支給するものとする。
- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行う。取締役会は報酬委員会の答申内容に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率は、基本報酬が概ね60～75%、賞与および譲渡制限付株式報酬が概ね25～40%を目安とする。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会で審議のうえ取締役会に答申を行い、取締役会で審議・決定するものとする。なお、報酬委員会において、外部機関の客観的データを活用し、報酬水準の妥当性等の検証を行うこととする。
- f. 監査役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
月例の固定報酬である「基本報酬」のみを支給することとする。また、報酬額については、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会で定められた「年額1億円以内」の限度において、監査役の協議により決定することとする。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報 酬等 (賞与)	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	367 (25)	277 (25)	74 (-)	14 (-)	12 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	41 (21)	41 (21)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	408 (46)	319 (46)	74 (-)	14 (-)	15 (6)

- (注) 1. 上表には、2020年6月17日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおり
ます。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬 (賞与) にかかる業績指標は連結営業利益であり、2020年度に係る連結営業利益の目標数値は
16,000百万円、実績は18,737百万円であります。また、支給総額は定時株主総会に提案し、承認を得るもの
としており、2021年6月17日開催の第102期定時株主総会に付議することとしております。なお、賞与の支
給割合は、支給総額の概ね20%程度となっております。
4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「c. 非金銭報酬等の内容および数の
算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。) のとおりで
あります。また、当事業年度における交付状況は「2. ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対
し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の固定報酬 (基本報酬) の額は、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会において年額6億円以内
(うち社外取締役分5,000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。) と決議しており
ます。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名 (うち社外取締役4名) です。
また、2020年6月17日開催の第101期定時株主総会において、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の付与の
ための報酬の額は、年額1億円以内、株式数の上限を年70,000株以内 (社外取締役を除く) と決議しており
ます。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く) の員数は、6名です。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会
において、外部機関の客観的データを活用した報酬水準の妥当性等の検証や、決定方針との整合性を含めた
多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断し
ております。
7. 監査役の固定報酬 (基本報酬) の額は、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会において年額1億円以内
と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

45百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、当事業年度の監査計画の内容・報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd.、富士通將軍（上海）有限公司、Fujitsu General (Euro) GmbH、Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd.ほか14社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令および基準等が定める会計監査人の独立性および信頼性、監査の適切性等に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を下記のとおり決議しております。

記

当社は、富士通ゼネラルグループの企業価値の継続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、コンプライアンスの徹底および事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要不可欠と認識し、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」を中核とする社内組織の下記諸活動により、内部統制システムの維持・改善を継続的に推進してまいります。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営者（取締役および経営執行役をいう。以下同じ。）は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本として「FUJITSU GENERAL Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- ② 経営者は、継続的な教育の実施等により、従業員に対し「FUJITSU GENERAL Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させるとともに、コンプライアンスを推進する。
- ③ 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④ 当社は、コンプライアンスに関して、通常の業務報告ルートとは別に直接通報の手段として、通報者の保護等を確保した「企業倫理ヘルプライン」制度を設けている。本制度の活用により、コンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を行う。
- ⑤ 取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
- ⑥ 当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用を統括する組織としてリスクマネジメント推進室を設置し、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制の整備・運用を図る。
- ⑦ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察や弁護士等と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(2) 損失の危険の管理に関する体制

- ① 経営者は、事業活動より生ずる様々なリスクに対して想定される規模・発生可能性を常に認識し、事前対応および発生時対応策の準備等により、リスクを極小化する活動を組織的に行う。
- ② 当社は、リスク・マネジメント全体を統括する組織として「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」を設置し、潜在リスクの洗い出しおよびその軽減への取り組みとリスクに関する教育・訓練を行う。
- ③ 当社は、ネットワーク等を通じた情報の社外漏洩等のリスクに対して、ITセキュリティ推進部を中核に情報セキュリティに関する体制強化を推進する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、意思決定の迅速化を図るとともに経営責任を明確化するため、経営の監督機能と執行機能を分離する。
- ②取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのこの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- ③経営者は、「取締役会規程」「経営会議規程」「執行会議規程」「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務執行の決定を行う。
- ④経営者は、経営方針の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- ⑤取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告／業務執行報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①経営者は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、その職務の執行に係る情報について、保管責任者を定めた上、法令および「情報管理規程」等に基づいて適切に保存および管理を行う。
- ②経営者の職務の執行に係る情報の保管責任者は、その情報を取締役および監査役からの求めに応じ閲覧可能な体制を整備する。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、富士通ゼネラルグループ各社の経営者に対し、グループの企業価値を最大化することを目的に、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を明確化し、上記の(1)から(4)に定める基本方針を遵守する体制の整備に関する指導・支援を行う。
- ②当社は、「FUJITSU GENERAL Way」に掲げられた行動規範をグループ全体に適用するとともに、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」の活動をはじめとする業務の適正を確保するための各種活動の範囲もグループ全体とする。
- ③当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告を受けるとともに重要案件については所定の手続等を求める。

(6) 監査役を補助すべき従業員に関する体制

- ①当社は、監査役を補助すべき従業員を置く組織として監査役室を設ける。
- ②当社は、その従業員の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフの人事等については、監査役の意見を尊重する。

(7) 監査役への報告体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①経営者は、当社および子会社の業務または業績に影響する重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、または当社および子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。

- ②監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、執行会議、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」等の重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務遂行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社および子会社の経営者または従業員にその説明を求めることができる。
- ③当社は、監査役の職務の執行に係る重要な情報が「企業倫理ヘルプライン」に通報された場合は、監査役にその内容を報告する。なお、当社は「企業倫理ヘルプライン」への通報者に対し、当該通報を理由として不利な取扱いを行わない。
- ④当社は、監査役が作成した監査計画に基づきあらかじめ監査費用を予算化し、監査役の職務の執行につき生ずる費用については、会社法第388条に基づき支払等を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスおよびリスク・マネジメント

- ・当社グループのコンプライアンスの基本として遵守すべき事項を定めた「FUJITSU GENERAL Way 行動規範」の社内イントラネットへの掲載や、役員、従業員への研修を通じて周知を図っています。
- ・グループ全体のコンプライアンスおよびリスク・マネジメントを推進するため、社長を委員長とする「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」を設置しています。委員会では、当社各部門およびグループ各社によるコンプライアンスを中心とした内部統制項目の自己評価、内部統制部門による独立的評価の結果について審議を行い、必要な事象には改善を命じ、内部統制の維持、改善に取り組んでいます。
- ・従業員への啓発活動としては、現場のリスク・マネジメントおよび内部統制運用の主体である部門管理職への研修実施により意識向上を図るとともに、独占禁止法、下請法など、必要に応じて各部門の業務に関連する重要法令や、ハラスメント、情報漏洩、贈収賄の未然防止に向けた研修等を実施しています。また、コンプライアンスに関する意識啓発を目的とした従業員向けのメールマガジンを定期的に配信しています。
- ・社内担当部門および外部法律事務所を窓口とした「企業倫理ヘルプライン」を設置し、社内イントラネットへの掲載やe-ラーニング等を通じて、従業員へ周知しています。通報・相談内容は当事者から独立した調査専門チームが責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。また、通報者に対する不利益な取扱いを禁止しています。
- ・事業をグローバルに展開する当社グループが影響を受ける可能性のあるリスクを迅速に把握し、タイムリーに施策を講じていくため、当社各部門およびグループ各社によるリスクの評価、リスクへの対応を確認する「リスクアセスメント」を実施し、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」で、優先的に取り組むべき「重要テーマ」を選定し、リスクの低減を図る活動を推進しています。
- ・2020年度は、「海外事業リスク」、「ITセキュリティリスク」、「環境規制対応」、「品質コンプライ

アンス」等を重要テーマとして取り組みました。また、委員会の年間の活動状況は、取締役会に報告されています。

- ・また、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、社長を本部長とする対策本部を中心に、感染の予防と感染拡大の防止に努めるとともに、事業継続に向けた対策を進めております。その他、大規模災害などの発生に備え、調達先の分散や生産拠点の相互補完等を視野に入れたBCM（事業継続マネジメント）の強化を図っています。

(2) 業務執行の効率性確保

- ・当社は、監査役設置会社かつ経営執行役（執行役員）制度の採用により、経営の監督機能の充実と効率的・機動的な業務執行を図っております。
- ・当事業年度においては、取締役会を13回（その他書面決議1回）開催し、予算策定、設備投資、子会社の重要事項等、「取締役会規程」で定められた付議事項について審議しました。また、取締役会においては、当社グループの月次決算が報告され、予算の達成状況、経営課題およびその対応策について議論を行いました。取締役会に付議を要しない事項については、「経営会議規程」、「執行会議規程」、「稟議規程」等に基づき、職務執行の決定を行いました。

(3) 子会社の経営管理

- ・子会社が当社の事前承認を必要とする重要な案件や当社に報告すべき事項を社内規程において明確に定めており、必要に応じて子会社から当社に対し、付議・報告が行われました。
- ・当社の役員または従業員を子会社の取締役または監査役として派遣し、子会社の業務の適正化を図っております。
- ・当社の内部監査部門は、監査計画に基づき、子会社の監査を実施しました。

(4) 監査役監査

- ・監査役は、取締役会、執行会議、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」等重要な会議への出席、各部門に対するヒアリング、国内外の拠点の往査、当社および当社の重要な子会社の経営者との意見交換等を行いました。なお、拠点の往査については、新型コロナウイルス感染拡大により、海外渡航の禁止や、国内他事業所への訪問自粛が求められるなか、基本的に、テレビ会議システムを利用したリモート監査により、往査を実施しました。
- ・会計監査人および内部監査部門とは、定期的および必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行いました。
- ・当社は、監査役職務を補助すべき従業員を置く組織として監査役室を設けております。また、監査役室スタッフの人事等については、監査役の意見を尊重し協議の上決定しております。
- ・監査役職務の執行につき生じた費用については、会社法第388条に基づき支払等を行いました。

◎ 以上のご報告は、次により記載されております。
1. 百万、千単位による金額の記載は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	170,108	流 動 負 債	103,337
現金及び預金	36,707	支払手形及び買掛金	46,642
受取手形及び売掛金	75,921	短期借入金	5,018
商品及び製品	34,484	リース債務	303
仕掛品	2,178	未払法人税等	3,853
原材料及び貯蔵品	7,815	未払費用	17,498
その他	13,269	製品保証引当金	6,540
貸倒引当金	△268	海外事業等再編引当金	1,439
固 定 資 産	81,270	独禁法関連引当金	7,925
有形固定資産	44,801	その他	14,116
建物及び構築物	35,923	固 定 負 債	21,955
機械装置及び運搬具	39,159	長期借入金	96
工具、器具及び備品	27,622	リース債務	642
土地	8,973	再評価に係る繰延税金負債	2,380
建設仮勘定	840	退職給付に係る負債	10,093
減価償却累計額	△67,718	その他	8,742
無形固定資産	16,908	負 債 合 計	125,293
のれん	5,556	(純 資 産 の 部)	
その他	11,352	株 主 資 本	117,726
投資その他の資産	19,560	資本金	18,089
投資有価証券	6,232	利益剰余金	104,660
繰延税金資産	9,885	自己株式	△5,023
その他	3,452	その他の包括利益累計額	3,832
貸倒引当金	△10	その他有価証券評価差額金	1,120
資 産 合 計	251,378	土地再評価差額金	4,793
		為替換算調整勘定	△1,979
		退職給付に係る調整累計額	△102
		非支配株主持分	4,526
		純 資 産 合 計	126,085
		負 債 純 資 産 合 計	251,378

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		265,452
売 上 原 価		186,693
売 上 総 利 益		78,759
販売費及び一般管理費		60,021
営 業 利 益		18,737
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	49	
受 取 配 当 金	114	
為 替 差 益	2,485	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	344	
そ の 他	740	3,734
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	108	
支 払 補 償 費	816	
過 年 度 間 接 税	372	
そ の 他	636	1,934
経 常 利 益		20,537
特 別 損 失		
退職給付制度変更に伴う影響額	2,003	2,003
税金等調整前当期純利益		18,534
法人税、住民税及び事業税	6,227	
法人税等調整額	△1,574	4,653
当 期 純 利 益		13,880
非支配株主に帰属する当期純利益		872
親会社株主に帰属する当期純利益		13,008

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	114,904	流動負債	75,759
現金及び預金	22,941	支払手形	2,178
受取手形	929	買掛金	38,435
売掛金	69,449	リース債務	110
商品及び製品	2,689	未払金	1,434
仕掛品	151	未払費用	10,158
原材料及び貯蔵品	838	未払法人税等	2,220
その他	23,522	預り金	5,776
貸倒引当金	△5,617	役員賞与引当金	75
固定資産	81,475	製品保証引当金	3,923
有形固定資産	20,981	工事損失引当金	114
建物及び構築物	10,779	海外事業等再編引当金	1,439
機械装置及び運搬具	940	独禁法関連引当金	7,925
工具、器具及び備品	479	その他の	1,967
土地	8,764	固定負債	17,715
建設仮勘定	17	リース債務	164
無形固定資産	5,762	再評価に係る繰延税金負債	2,380
借地権	610	退職給付引当金	8,340
その他	5,151	環境対策引当金	11
投資その他の資産	54,732	資産除去債務	256
投資有価証券	2,838	その他の	6,561
関係会社株式	27,662	負債合計	93,475
関係会社出資金	12,704	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	8,141	株主資本	97,168
その他	3,395	資本金	18,089
貸倒引当金	△10	資本剰余金	553
資産合計	196,380	資本準備金	529
		その他資本剰余金	24
		利益剰余金	83,548
		利益準備金	2,267
		その他利益剰余金	81,281
		繰越利益剰余金	81,281
		自己株式	△5,023
		評価・換算差額等	5,736
		その他有価証券評価差額金	943
		土地再評価差額金	4,793
		純資産合計	102,905
		負債純資産合計	196,380

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		195,784
売 上 原 価		165,698
売 上 総 利 益		30,085
販売費及び一般管理費		25,801
営 業 利 益		4,284
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	92	
受 取 配 当 金	13,716	
為 替 差 益	2,414	
そ の 他	163	16,386
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
そ の 他	1,862	1,876
経 常 利 益		18,794
特 別 損 失		
退職給付制度変更に伴う影響額	782	782
税 引 前 当 期 純 利 益		18,011
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,648	
法 人 税 等 調 整 額	△898	1,750
当 期 純 利 益		16,261

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 富士通ゼネラル
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 三井智宇 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡邊考志 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 白濱拓 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富士通ゼネラルの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富士通ゼネラル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬によ

る重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 富士通ゼネラル
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 業務執行社員 公認会計士 三井智宇 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 渡邊考志 ㊞

業務執行社員 公認会計士 白濱拓 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富士通ゼネラルの2020年4月1日から2021年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による

重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、審議・検討を実施し、必要に応じて、経営執行部に対して提言等を行いました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び八重洲監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、八重洲監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、整備状況を更に改善すべきとの認識のもとで努力がおこなわれており、指摘すべき重要事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び八重洲監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社富士通ゼネラル 監査役会
 常勤監査役 井上 彰 ㊟
 常勤監査役 藤井 高明 ㊟
 監査役 広瀬 陽一 ㊟

(注) 常勤監査役井上彰及び監査役広瀬陽一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

■国内向けエアコン

<クラフトデザインシリーズ>

当社は、「UX（User Experience / より良いユーザー体験）な企業を目指す」ことを目標にデザイン体制を強化しています。

本年4月に発売した新型「ノクリア」Zシリーズは、「ダブルAI」搭載や「熱交換器加熱除菌」の不在時自動運転など、清潔性や快適性の強化に加え、素焼きの陶器をイメージした高度な材料加工と、表面に施した波文様の造形が自然な風合を演出します。日本ならではの嗜好やインテリアに配慮し、空間につつましく調和しながらも、上質な存在感のあるデザインに仕上がっています。

このZシリーズは、ファブリック（布地）調のデザインが特長の「ノクリア」SVシリーズとともに、あたたかみのある自然な素材感にこだわった「クラフトデザインシリーズ」と位置付けています。

また、デザインと「使いやすさ」の調和による体験価値のさらなる向上にも取り組んでいます。

今後もインテリアトレンドの潮流やお客様の価値観の変化に対応しながら多様なデザイン提案を行ってまいります。

<寒冷地向けエアコンの強化>

エアコンの暖房性能の向上に加え、住宅の高気密化の進展などにより、寒冷地における暖房機器としてのエアコン利用が着実に増加しています。当社の寒冷地エアコン販売も好調に推移しており、安全で手軽に使用できる暖房機器として、さらなる拡大が期待される商品です。今後、化石燃料による暖房からヒートポンプ技術を利用したエアコン暖房への転換を進めるため、さらなる暖房能力の向上を図ってまいります。



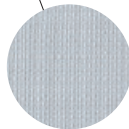
reddot winner 2021



日本の暮らしに溶け込み、上質さを感じる土壁や陶器といった素材をモチーフにした新型「ノクリア」Zシリーズ。世界三大デザイン賞の一つ「レッド・ドット・デザイン賞2021」を受賞。



細やかな凹凸のある表面加工でナチュラルなファブリック（布地）調を表現した「ノクリア」SVシリーズ。「レッド・ドット・デザイン賞2020」を受賞。



reddot winner 2021

「使いやすさ」にこだわった「ノクリア」Xシリーズのシンプルリモコン。使用頻度の高いボタンだけに絞り込み、思い切った液晶を排して小型化、幅を狭めることでお子様から高齢者まで誰もが操作しやすいリモコンに。

■北米エアコン事業の取り組み

<積極的な拡大施策で受注好調>

北米エアコン市場は、コロナ禍においても、巣ごもり需要や堅調な住宅着工などを背景に家庭用の需要が拡大しています。そのなかで、当社は、主力の壁掛け型ルームエアコンとともに、現地協業先の米国リーム社との共同開発によるマルチポジションダクトタイプなどの拡販を進め、受注も好調に推移しています。

また、暖房用途として今後の需要拡大が期待される寒冷地仕様のルームエアコン、VRF（ビル用マルチエアコン）の新機種投入や、米国南部地域の攻略に向けたマルチブランド展開など製品面の拡充を進め、さらなる販売拡大を目指します。これらに加え、カリフォルニア州に新たに設置したR&D・研修センターを通じて、ソリューションビジネスのグローバル展開に向けたクラウドを基盤とする空調機のコントローラーや運用管理システムの開発を進めているほか、販売代理店等に対する製品知識・施工技術に関する研修の強化を図ります。

<ヒートポンプ技術を活用した脱炭素社会への取り組み>

当社は、サステナブル経営の重点テーマとして、エアコンの省エネ性・暖房能力の向上とともに、化石燃料を使用する暖房機器からヒートポンプ機器への置き換えによる地球温暖化対策への貢献を目指しています。この一環として、本夏から、ニューヨーク州開発研究機構主催の実証実験を順次開始予定です。ヒートポンプ技術を利用した当社製エアコンと、米国で主流の空調方式（全館空調方式による冷房とガスファーネスによる暖房）の省エネ性、温室効果ガスの排出量削減効果を比較検証し、ニューヨーク州が掲げる2050年カーボンニュートラル実現への貢献を目指します。



カリフォルニア州に新たに設置した
R&D・研修センター



実証実験に用いる空調システム（J-IV室外機／VS1000 RTe換気システム）（上）と実証実験を行う「Senior Citizen Center（ニューヨーク州エバンス町）」（下）

■新たな価値の提供による社会への貢献

<身につけるエアコン「CÓmodo gear (コモドギア) i2」>

昨夏のテスト販売を経て、本年夏から「CÓmodo gear i2」として国内法人を対象に正式に販売を開始します。地球温暖化により年々気温が上昇するなか、炎天下や空調が届かない環境での作業を必要とする業種をはじめ、働く人に寄り添い快適性を提供する製品です。



冷却だけでなく加熱機能も備える「CÓmodo gear i2」

<紫外線照射装置「AERO SHIELD (エアロシールド)」>

本年3月、浮遊菌・ウイルス対策として高い効果を持つ「UVC (紫外線C波)」ランプを使用した紫外線照射装置を開発・販売するエアロシールド株式会社を子会社化しました。世界的に空気質の向上に関心が高まるなか、当社の販路活用による拡販、両社の技術・知見を活かした共同開発などのシナジーを追求し、清潔・安全な室内環境を提供します。



紫外線照射装置「AERO SHIELD」
高さ2.1m以上の天井面に紫外線層をつくることで、生活空間に影響を及ぼすことなく、自然対流で通過する浮遊菌を不活化

■防災行政無線システムの提供など安心・安全な社会実現への貢献

静岡県下田市様の防災行政無線システムが、本年3月本格稼働しました。ホームページや電子メール、防災情報アプリ、SNSなどの活用、広域への音声伝達が可能な高性能スピーカーに加え、波の音などで音声聞き取りにくい沿岸部には大きなサイレン音を発するモーターサイレンを設置するなど、地域住民のみなさまに迅速かつ確実に情報伝達を行います。

また、長野県飯田市様では「浸水アラートシステム」の実証実験を昨年12月実施しました。本システムは、台風や局地的な集中豪雨による浸水時の早期の避難喚起のため、既設の防災行政無線屋外子局に浸水センサーを接続し、センサーが水没すると子局スピーカーから自動的に警報サイレンになるシステムです。当社は、災害時に迅速・確実な住民の避難行動を促す技術開発をはじめ、安心・安全な社会実現へ貢献する事業の創出に努めてまいります。



静岡県下田市様の防災行政無線システム操作卓 (左)
広域への音声伝達が可能なモーターサイレン装備の子局 (右)



長野県飯田市様で実証実験を行った「浸水アラートシステム」の浸水センサー (電柱の下部に設置)

株式会社 富士通ゼネラル

〒213-8502 川崎市高津区末長三丁目3番17号
TEL 044(866)1111(大代表)
www.fujitsu-general.com/jp/

株式事務のご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会・期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告（下記ウェブサイトに掲載いたします） https://www.fujitsu-general.com/jp/
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
上場証券取引所	東京（証券コード：6755）

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「株主総会決議ご通知」について

株主総会決議ご通知につきましては、発送物の送付は行わず、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

www.fujitsu-general.com/jp/ir/